

## PFI 標準契約 1（公用施設整備型・サービス購入型版） 新旧対照表（案）

（下線部分は改正部分。〔 〕は注記。）

改正後	改正前
<p>（物価の変動に基づくサービス対価の変更）<b>〔物価変動（基準時点）〕</b></p> <p>第五十条 管理者等又は選定事業者は、〇年ごとに、<u>〔改定の基準とする指標〕</u>が<u>〔改定の基準とする時点〕</u>の指標（サービス対価の変更が既に行われた場合にあっては、前回の改定の際に基準とした指標）から100分の〇以上変動した場合においては、別に定めるところにより、維持管理・運営に係るサービス対価の変更を請求することができる。</p> <p>2 〔略〕</p> <p><u>（注1）〔改定の基準とする時点〕については、契約締結日のほか契約締結日より前の入札公告日等とすることが考えられる。入札公告日等とすることにより、物価変動をよりの確に反映し選定事業者の負担する物価変動リスクを減じることができる。と考えられる。</u></p> <p>（注2）・（注3） 〔略〕</p> <p>（物価の変動に基づく施設整備に係るサービス対価の変更）</p> <p>第五十一条 特別な要因により、<u>〔改定の基準とする時点〕</u>以降に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、施</p>	<p>（物価の変動に基づくサービス対価の変更）</p> <p>第五十条 管理者等又は選定事業者は、〇年ごとに、<u>〔改定の基準とする指標〕</u>が<u>この契約の締結時</u>の指標（サービス対価の変更が既に行われた場合にあっては、前回の改定の際に基準とした指標）から100分の〇以上変動した場合においては、別に定めるところにより、維持管理・運営に係るサービス対価の変更を請求することができる。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔加える。〕</p> <p>（注1）・（注2） 〔略〕</p> <p>（物価の変動に基づく施設整備に係るサービス対価の変更）</p> <p>第五十一条 特別な要因により、<u>この契約の締結時</u>以降に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、施設整備に</p>

設整備に係るサービス対価が不適当となったときは、管理者等又は選定事業者は、施設整備に係るサービス対価の変更を請求することができる。

2 予期することのできない特別の事情により、〔改定の基準とする時点〕以降に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、施設整備に係るサービス対価が著しく不適当となったときは、管理者等又は選定事業者は、前項の規定によるほか、施設整備に係るサービス対価の変更を請求することができる。

3 〔略〕

(注1) 〔改定の基準とする時点〕については、契約締結日のほか契約締結日よりも前の入札公告日等とすることが考えられる。入札公告日等とすることにより、物価変動をよりの確に反映し選定事業者の負担する物価変動リスクを減じることができると考えられる。

(注2) 〔略〕

係るサービス対価が不適当となったときは、管理者等又は選定事業者は、施設整備に係るサービス対価の変更を請求することができる。

2 予期することのできない特別の事情により、この契約の締結時以降に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、施設整備に係るサービス対価が著しく不適当となったときは、管理者等又は選定事業者は、前項の規定によるほか、施設整備に係るサービス対価の変更を請求することができる。

3 〔略〕

(注1) 第一項及び第二項については、契約締結時の物価が基準となる。

(注2) 〔略〕